

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	白石区第50回衆議院議員総選挙ポスター掲示場製作設置及び撤去業務
発 注 課	白石区市民部総務企画課
選 定 事 業 者	株式会社なかむら美巧社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。） 本業務は、市選管において調達（レンタル）した掲示板を使用し、ポスター掲示場の設置撤去を行うものである。 本業務のうちポスター掲示場の設置については、過去実績及び業者への聴き取り結果により、掲示板の引渡し後5日間の期間が必要であり、公示日の2日前である10月12日が設置期限であることから、掲示板を10月7日までに引き渡す必要がある。 一方で、ポスター掲示板の調達（レンタル）に当たっては、引渡しの3日前までに、引渡し場所の特定が必要である。この場合の引渡し場所とは、本業務の受託者が指定する場所であることから、引渡し期日の3日前である10月4日までに契約を締結し、本業務の受託者を決定する必要がある。 今回の衆議院議員総選挙については、任期満了年度に執行されるものではないことから、執行経費は令和6年度当初予算に計上されておらず、予備費の充用を経て、契約が可能となる。予備費の充用が10月4日であり、上記のとおり10月4日までに契約を締結する必要があるが、競争入札による場合には、それまでに契約締結を行うことが不可能であり、特定随意契約による必要がある。 次に契約の相手方について、過去の同種業務に係る入札参加要件として、「過去7年間に於いて、本市またはその他官公庁が発注する選挙管理委員会のポスター掲示場に係る制作設置及び撤去業務を請け負った実績があること」を掲げていたが、今回の業務については、上記のとおり極めて短期間で業務を完了させる必要があり、設置の際にはフェンスの養生、掲示場の向き等各地権者特有の事情に柔軟に対応する必要があるが、履行前に現地確認等の準備を行うことも日程上困難であることから、過去7年間に当区内で同種業務の請負実績の事業者でなければ、適正な業務履行を担保することができない。この条件に合致する株式会社なかむら美巧社及び株式会社プランニングホッコーに対し聞き取りを行ったところ株式会社プランニングホッコーからは履行困難であり指名を受けても辞退する旨の回答があり、株式会社なかむら美巧社からは今回の選挙においても履行可能との回答を得たところである。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和6年10月1日